

関係法人間の資金移転における役員給与（源泉徴収義務）の認定と隠蔽・仮装

東京地裁令和7年8月6日判決（令和4年（行ウ）第397号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 品川芳宣

一、事実

(1) X（原告）は、医療専門学校を経営する学校法人であるが、X名義の銀行預金口座からR医療法人名義の銀行預金口座へ平成29年11月から同30年12月にかけて3回にわたって合計2億5000万円（以下「本件各金員」という。）を振り込んだ（以下「本件送金①」という。）。そして、R医療法人は、本件各金員をXの理事長を務める甲（原告補助参加人）名義の銀行預金口座にそれぞれ振り込んだ（なお、R医療法人は、甲により設立され、当時の理事長は甲の二男乙であった。）（以下「本件送金②」という。）。

これに対し、処分行政庁は、上記の事実につき、実質的には、Xから甲に対する所得税法28条1項所定の給与等（賞与）に該当するなどとして、令和2年6月29日付けで、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）に係る各納稅告知処分（以下「本件各納稅

告知処分」という。）並びに重加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各納稅告知処分と併せて「本件各処分」という。）をした。Xは、本件各処分を不服とし、前審手続を経て、令和4年8月18日、国（被告）に対し、本件各処分の取消しを求めて、本訴を提起した。

(2) 甲は、X、R医療法人、R学校法人及びR大学のほか、複数の法人を設立し、代表者や実質的な代表者として各法人（以下「Rグループ」という。）を経営してきた。また、甲は、競走馬を所有して関連事業を行うという個人事業も行っており、平成27年5月、「競走馬の生産、育成及び売買」等を目的としたRH株式会社を、平成29年12月、同じく「競走馬の生産、育成及び売買」等を目的とするRK株式会社を、それぞれ設立して代表取締役に就任していた。

二、争点及び当事者の主張

1 争 点

本件の争点は、本件各処分の適法性であり、具体的には、以下の2点である。

- (1) 本件各金員につき、Xが所得税法183条1項等に基づく源泉徴収義務を負うか否か（争点1）
- (2) Xに、国税通則法（以下「通則法」という。）に規定する隠蔽仮装行為に該当する事実があるか否か（争点2）

2 国の主張

(1) 所得税法28条1項が給与所得を包括的に規定している趣旨からすると、法人代表者が法人経営の実権を掌握し法人を実質的に支配している事情がある場合、このような法人代表者が、自己の権限を濫用して、当該法人の事業活動を通じて得た利得は、給与支出しの外形を有しない利得であっても、法人の資産から支出をし、その支出を利得、費消したと認められる場合には、その支出